

外部人材による IPO（新規上場）成長支援プログラム参加企業募集要項

1 事業目的

福岡市は、平成 24 年 9 月に「スタートアップ都市ふくおか」を宣言し、スタートアップ支援を福岡市の経済政策の中心として取り組みを進めてまいりました。これまでに、誰でも気軽に創業相談ができるスタートアップカフェの運営をはじめ、インキュベート施設やコワーキングスペース等を併設する Fukuoka Growth Next の設置等、積極的なスタートアップ支援を行ってきました。

本事業では、スタートアップの更なる成長を支援する取り組みとして、IPO を含めた EXIT を目指すスタートアップを支援し、組織力や収益力、革新的なビジネスモデルを有する、福岡の経済をけん引する企業を創出することを目的とします。

2 事業概要

革新的なサービスやビジネスモデルの創出に取り組む、福岡市内のスタートアップ企業の経営に関する現状分析及び課題抽出を行い、経営戦略、マーケティング、労務管理等の課題等について、株式会社 WARC 及び株式会社 WARC がマッチングするプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）が、課題解決に向けた成長支援を実施するものです。

※事業の運営は株式会社 WARC に委託しており、企業情報、事業内容については、「参考資料 株式会社 WARC 事業概要」をご参照ください。

プロ人材とは、

IPO 関連の実務経験者、新規事業開発、マーケティング、海外現地事業の立ち上げ等、企業にとって新たな事業分野や戦略立案等を実施する人材。サービス・商品開発や生産等の現場で仕組みの構築や価値を生み出すことのできる人材をいいます。

3 支援内容

本事業における支援内容は以下のとおりとなります。

- (1) 経営に関する現状分析・課題抽出
- (2) 経営課題解決のための伴走支援
- (3) プロジェクトを成功に導くためのフォローアップ
- (4) 経験・知見・ノウハウの蓄積及び内製化

【スキーム図】



4 対象事業者について

本事業の対象者は、次の各号のすべてに該当するものとします。

(1) 企業要件

- ① 福岡市内に本店を有し、令和5年4月1日時点で会社設立から概ね10年以内のスタートアップ企業であること。(※1)
- ② 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。
- ③ 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) プロジェクト要件

- ① IPOを含めたEXITを目指すにあたり、解決すべき具体的な経営課題を有していること。
- ② 株式会社WARCやプロ人材を活用するための受け入れ体制が構築されていること。
- ③ 採択企業の代表者が、事業実施上のマネージメント、事業成果の公表等、事業の推進にあたって、責任を持って対応可能であること。
- ④ プロジェクトフォロー(プロ人材支援時のミーティングへの同席や状況ヒアリング等)への協力体制が構築されていること。
- ⑤ 過去に本プログラムを受けている場合、過去に支援を受けた課題とは異なる課題解決を目指すこと。

※1 下記に該当する者は対象外といたします。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(※2)が所有している企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業(※2)が所有している企業
- ・大企業(※2)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
- ・その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと福岡市が判断する者

※2 大企業とは、中小企業基本法に定める中小企業の定義に該当する者以外の者であって、事業を営むもののことをいいます。ただし、組合(投資事業有限責任組合(LPS)等)は除きます。

5 採択企業数

合計2社程度

6 採択企業が受けられるメリット

(1) 事業推進支援

- ① 株式会社WARCによるヒアリング等をもとに現状分析・課題抽出を実施し、経営課題等の可視化を実施します。

※新たな資料作成は基本的に想定していません。

- ② 現状分析・課題抽出により可視化された課題と、採択企業自身が考える課題の中から、優先して解決すべき課題を洗い出し、株式会社WARCやプロ人材が、経営課題の解決に向けた支援を実施します。
- ③ 株式会社WARCやプロ人材による成長支援を通じて、IPOができるような組織力や収益力、革新的なビジネスモデルの構築のほか、社員育成、ノウハウ等の内製化にも取り組みます。

(2) 経済的支援

(1)に記載する支援について、福岡市が費用を負担します。

※本支援事業の範囲を超える支援については、企業負担となります。

7 公募スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和5年4月24日(月) |
| (2) 公募内容説明動画配信 | 令和5年4月24日(月) |
| (3) 質問書締切 | 令和5年5月8日(月) |
| (4) 参加申込書締切 | 令和5年5月19日(金) |
| (5) 評価委員会 | 令和5年5月30日～31日(予定) |
| (6) 採択決定及び通知 | 令和5年6月上旬(予定) |

8 公募内容説明動画の配信

本事業に関する公募内容の説明動画を、下記のとおり配信します。

- (1) 配信期間：令和5年4月24日(月)～令和5年5月19日(金)まで
- (2) 視聴方法：下記 URL へ接続してください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/iposhien_kigyobosyu_2023.html

(3) 備考

- ・公募内容説明動画の視聴が、本事業参加の必須条件ではありません。
- ・質疑応答は予定していないため、質問がある場合は「9 質疑について」をご参照ください。

9 質疑について

本公募について質問事項がある場合は、「質問書(様式第1号)」を提出すること。

(1) 質問書提出期限

令和5年5月8日(月)17時まで

(2) 提出先・提出方法

質問書を「15 事務局」のメールアドレスへ提出してください。また、質問書を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡してください。

(3) 質問についての回答

令和5年5月10日(水)(予定)に下記のホームページに掲載します。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/iposhien_shitsumonkaitou_2023.html

10 公募参加申し込みについて

本公募に参加を希望する場合は、下記の資料を提出してください。

(1) 提出書類(必須)

① 参加申込書(様式第2号)

② 応募シート(別紙1)

注1) 別紙2「応募シート作成要領」を確認の上、作成してください。

③ 財務諸表

注2) 直近3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書を提出してください。

注3) 設立後の決算が3期に満たない場合は、提出が可能な範囲のもので可とします。

④ 登記事項全部証明書

注4) 直近3カ月以内に法務局が発行した現在事項全部証明書を提出してください（履歴事項全部証明書でも可）。

⑤ 役員名簿（様式第3号）

注5) 様式第3号に、代表者及び役員の指名、フリガナ、生年月日（元号表記）を記載してください。

注6) この情報は、福岡市が関連する事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へと照会することに使用します。

注7) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます。（監査役、幹事、事務局長は含みません。）

⑥ 同意書（様式第4号）

⑦ 株主名簿（任意様式）

⑧ 中期経営計画（任意様式）

(2) 提出書類（該当がある場合）

① 資本政策表（任意様式）

② 直近1年分の予実管理資料（任意様式）

(3) 提出期限

令和5年5月19日（金）17時

(4) 提出先・提出方法

提出書類を「15 事務局」のメールアドレスへ提出してください。また、提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡してください。

※電子データのファイル形式はPDFとする

※添付ファイル合計は10MB以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して送信すること。

II 選考について

提出された応募シート等の内容について、総合的に評価し、採択者を決定するため、プレゼンテーション審査及び質疑応答を実施いたします。

(1) プレゼンテーション審査

① 日時：令和5年5月30日～31日（予定）

※日時や参加方法等の詳細は、参加申込者に対し、後日連絡します。

② プレゼンテーション時間：1社あたり25分（説明：10分、質疑応答：15分）

(2) 評価の観点及び配点

別表「外部人材によるIPO（新規上場）成長支援プログラム 評価表」のとおり

(3) 結果通知

令和5年6月上旬（予定）にすべての参加申込者に電子メールで通知するとともに、採択事業者名については、福岡市ホームページ上にて公表します。

(4) 留意事項

- ・プレゼンテーション審査に出席しなかった場合、参加を辞退したものとみなします。
- ・参加申込者が多数の場合、提出書類による書類審査（1次審査）を実施する場合があります。

12 その他の留意事項

- (1) 提出書類等の作成・準備に関する費用については、すべて応募者の負担とします。
- (2) 使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とします。
- (3) 事務局から応募者に対し、必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募者が負うものとします。
- (5) 選定結果に関する質問は一切回答しません。
- (6) 提出物は返却しません。
- (7) 提出書類の提出後に内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は、この限りではありません。
- (8) 採択企業においては、事業実施中及び事業終了後5年間程度、IPOを含めたEXITに向けた進捗状況、雇用者数、決算状況等、本事業の効果測定のためのアンケートや実施報告等に対応することとします。
- (9) 成果報告会等にて成果発表を求めることがあります。

13 失格事由について

以下に該当する者は失格とし、本事業への応募を無効とする。

- (1) 提出締切までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 評価委員や事務局等の関係者に対する不正な行為が認められたとき。
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わないとき。
- (5) その他、事務局が不正と認める行為があったとき。

14 関係資料

- ・参考資料 株式会社 WARC 事業概要
- ・別紙1 応募シート
- ・別紙2 応募シート作成要領
- ・様式第1号 質問書
- ・様式第2号 参加申込書
- ・様式第3号 役員名簿
- ・様式第4号 同意書

15 事務局

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 14 階

福岡市経済観光文化局創業・立地推進部創業支援課

担当者：川崎、清森

電話番号：092-711-4455

メールアドレス：startup.EPB@city.fukuoka.lg.jp

【参考】採択後の流れ（主に採択企業と株式会社 WARC とのやり取りについて記載）

1 採択後～令和5年6月下旬ごろまでに（予定）

株式会社 WARC がヒアリング等をおして、支援対象企業の経営に関する現状分析を実施し、IPO 実現のための優先課題を客観的視点にて抽出します。ヒアリング結果と、支援対象企業側の視点での課題のすり合わせを実施し、解決すべき課題の認識共有や、プロジェクトの要件定義を実施します。

2 上記1以降～令和5年7月下旬頃までに（予定）

採択企業の応募シート、ヒアリング内容等を元に、適切な経験・知見を有するプロ人材の選定後、支援チームを組成しプロジェクト開始に向けた具体的タスクの洗い出し・スケジュールの設計を行います。

3 令和5年8月頃～令和6年2月末頃（予定）

IPO 実現のための支援プロジェクトを実施します。

支援期間中には、最低でも隔週開催を目安とした定例ミーティングを実施し、採択企業と株式会社 WARC 間でプロジェクトの進捗を確認します。また、チャットツール等を利用したコミュニケーションを随時行い、円滑なプロジェクト推進を実現します。

4 令和6年3月頃

採択企業に、株式会社 WARC が支援結果のヒアリング等を実施いたします。

【別表】「外部人材による IPO（新規上場）成長支援プログラム参加企業 評価表」

項目	評価の視点	配点
基本事項	○事業の目的や趣旨を正しく理解しているか。	10
必要性	○IPO を含めた EXIT を目指すにあたり、解決すべき具体的な経営課題を有しているか。	10
	○経営課題の解決に向けて、プロ人材活用の必要性は高いか。	10
	○実現可能な経営戦略等のロードマップが描けており、ゴールが明確か。	10
	○本事業を活用することで、IPO 等を目指した成長が期待できるか。	10
実現可能性	○市場拡張性が期待される事業を実施しているか。	10
推進体制	○プロ人材を活用するノウハウ等の蓄積が可能な組織体制等、事業実施に必要な体制が構築されているか。	5
	○IPO を含めた EXIT を検討する担当者が配置されているか。	5
	○オンラインを活用したりリモートでの事業推進が実施されるなど、多様な人材がプロジェクトに参画するための体制が構築されているか。	10
先駆性	○福岡市の経済成長に貢献度の高い内容といえるか。 福岡市内スタートアップの成長に繋がるようなモデルとなりえる取り組みであるか。	10
その他	○IPO を含めた EXIT への意欲、熱意が感じられるか。	10
合計		100

※「ふくおか『働き方改革』推進企業」に認定されている企業は、上記配点とは別に5点を加点。